



横浜市立小・中学校の通学区域制度 及び学校規模に関する基本方針

2018（平成30）年12月

横浜市教育委員会

はじめに

本市では昭和 40 年代から 50 年代にかけての人口急増期に、約 250 校の小・中学校を新たに設置してきた。しかし、全国的な少子化を受け、児童生徒数が減少した地域も多くなっており、一方で、近年の大規模マンションの建設等により、児童生徒数が急増している地域も見受けられる。

こうした児童生徒の居住分布の偏在に伴い、学校規模に不均衡が生じ、併せて通学区域に関する課題を抱える地域も発生してきた。このような状況を踏まえ、本市では 2010（平成 22）年 12 月に「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（以下、基本方針）」を策定し、基本方針に基づき通学区域の変更や弾力化、学校統合、学校新設等による学校規模の適正化方策に取り組んできた。

現在も基本方針に基づき適正化を推進しているが、取組を進める中で、基本方針では解決できない課題や学校施設に関する新たな課題等も発生してきている。また、基本方針を策定してから 7 年以上経過しているため、時代のニーズに合わせた方策も必要となっている。

そこで、基本方針に基づき推進してきた事業の振り返りや現在の状況などを考慮したうえで、基本方針の見直しを行うため、教育委員会より、学識経験者や保護者代表、地域代表、学校関係者等からなる附属機関の「横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、検討委員会）」に諮問し、基本方針の見直しについて、延べ 6 回の検討委員会で議論を行った。議論の内容については、2018（平成 30）年 7 月に答申として教育委員会へ提出された。

この検討委員会の答申を踏まえ、市立小・中学校の教育水準の維持向上を引き続き図るため、このたび、基本方針を改訂する。

基本方針では、児童生徒の教育環境の改善に向けて、少子化により今後見込まれる児童生徒数の減少や他の教育施策、厳しい財政状況等を踏まえたうえでの考え方を示した。これからの子どもたちにとって、大きな教育効果が得られるよう、基本方針に基づき事業を推進する。

目 次

I 基本方針の目的と位置付け	3
1 基本方針の目的	
2 基本方針の位置付け	
II 背景	4
1 児童生徒数の推移	
2 小規模校、準適正規模校(従前:大規模校)、過大規模校の推移	
(1) 小規模校の推移	
(2) 準適正規模校、過大規模校の推移	
3 学校施設の建替えの必要性	
(1) 現状	
(2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について	
4 学習指導要領の改訂	
5 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置	
(1) 横浜市学校規模適正化等検討委員会	
(2) 部会	
III 課題	9
1 通学区域制度の課題	
(1) 通学区域について	
(2) 通学距離について	
(3) 通学区域の弾力化について	
2 学校規模の適正化に係る課題	
(1) 適正な学校規模の考え方について	
(2) 小規模校の対策について	
(3) 過大規模校の対策について	
IV 通学区域制度	12
1 通学区域制度の法的根拠	
2 通学区域制度の基本的な考え方	
3 通学区域設定にあたっての考え方	
4 通学区域の適正化方策	
5 遠距離通学支援策についての考え方	
6 通学区域の弾力化	
V 適正な学校規模について	16
1 適正な学校規模の考え方	
2 学校規模の適正化方策	
(1) 基本的な考え方	
(2) 小規模校対策について	
(3) 過大規模校対策について	
VI その他の方策についての考え方	20
1 適正化方策の推進	
2 情報の提供	
3 基本方針の見直し	

I 基本方針の目的と位置付け

1 基本方針の目的

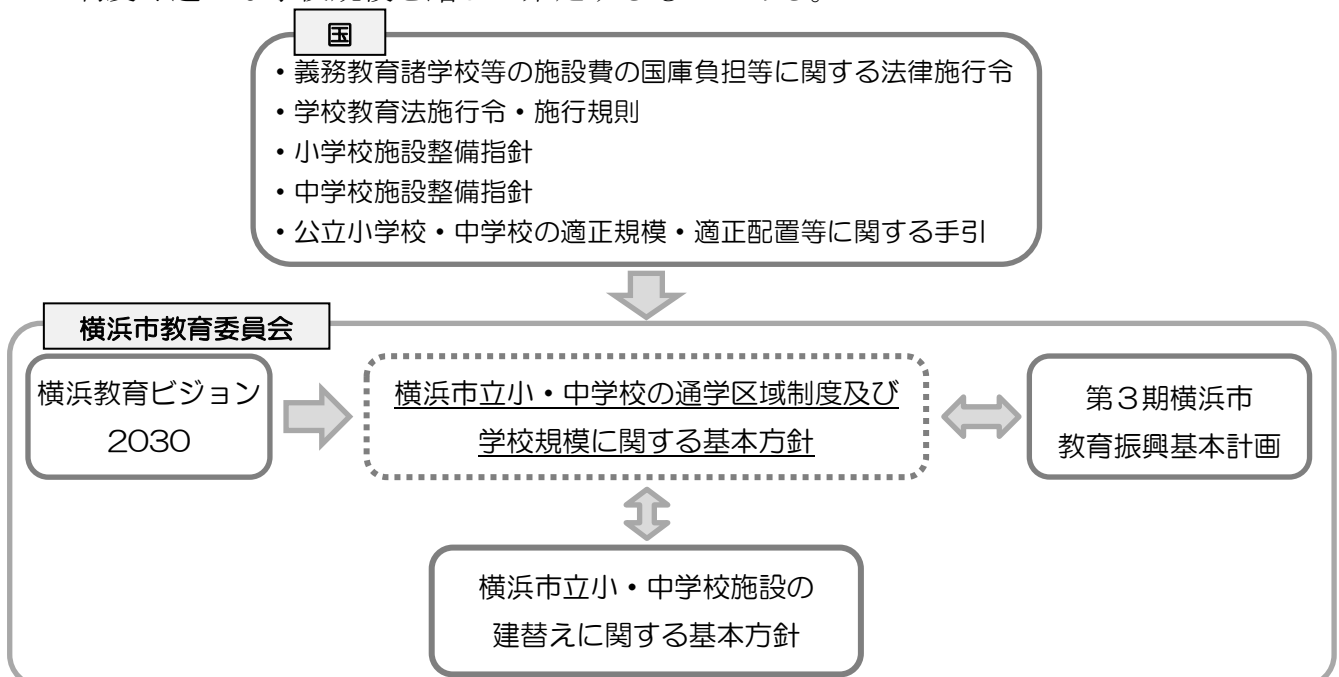
本市では、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校あわせて 509 校（2018 年度時点）の市立学校を設置している。このうち児童生徒数が増加したことにより新設した小・中学校も、少子化により児童生徒数は減少の傾向にある。一方で、近年の大規模マンションの建設等により、児童生徒数が急増している小・中学校もあり、児童生徒の居住分布の偏在等により通学区域の調整が必要となっている。

本基本方針は、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設など、小規模校の適正規模化や過大規模校の対策等についての考え方を示すことで、子どもたちの教育環境の改善に資することを目的とする。

2 基本方針の位置付け

横浜の教育が目指す人づくり、横浜の教育が育む力及び横浜の教育の方向性を示す「横浜教育ビジョン 2030」では、「横浜の教育の方向性」において、豊かな教育環境を整えることとしている。本基本方針は、「横浜教育ビジョン 2030」の実現に向けて、児童生徒が安全・安心でより良い環境の下に教育を受けられるよう、児童生徒数の減少や、急増地域への対応による学校規模の適正化等、具体的な方策の方向性を示すものである。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」、「学校教育法施行令・施行規則」や文部科学省の定める「小学校施設整備指針」、「中学校整備指針」、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等で示される通学区域制度や適正な学校規模を踏まえ策定するものである。



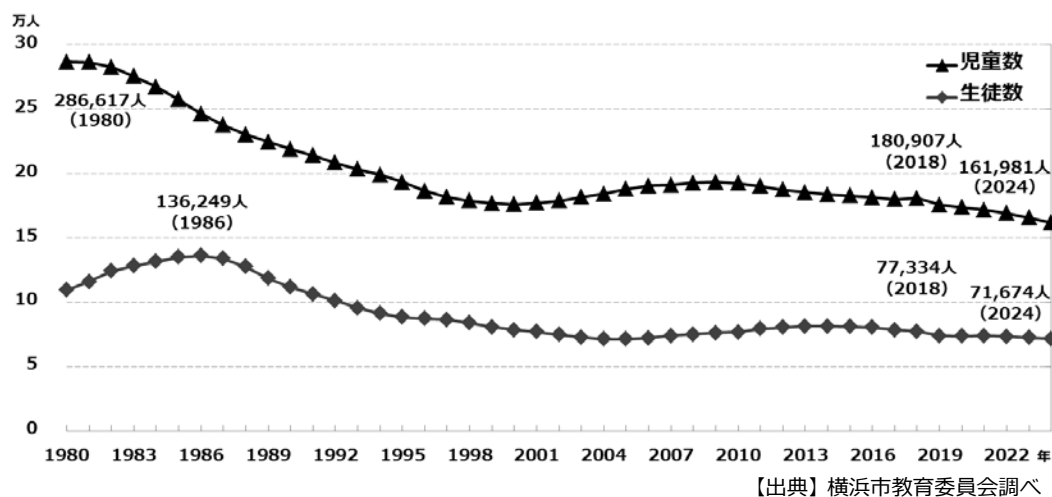
Ⅱ 背景

1 児童生徒数の推移

市立小・中学校の児童数は1980（昭和55）年度、生徒数は1986（昭和61）年度をピークに減少している。2018（平成30）年度には児童数180,907人、生徒数77,334人となっており、ピーク時と比べると児童数は約63%、生徒数は約57%程度となっている。また、義務教育人口推計（2018年度時点）によると、2024（平成36）年度には児童数161,981人、生徒数71,674人となり、更なる減少が見込まれている。

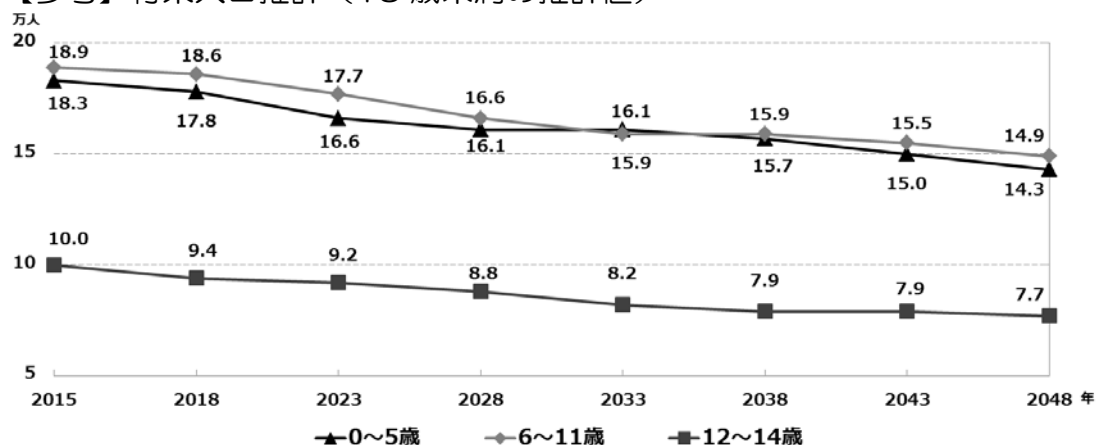
なお、長期的な推計の「横浜市将来人口推計」によると、今後も学齢期人口の減少が続き、2048年には現在（2018年）と比べ約2割の減少が見込まれている。

〈市立小・中学校の児童生徒数の推移〉



（注）2018（平成30）年度までは5月1日時点の実数値で個別支援学級を含む、2019（平成31）年度以降は義務教育人口推計（2018年度時点）に基づく推計値で個別支援学級を除く。

【参考】将来人口推計（15歳未満の推計値）



横浜市政策局作成「横浜市将来人口推計（2017年12月）」より作成

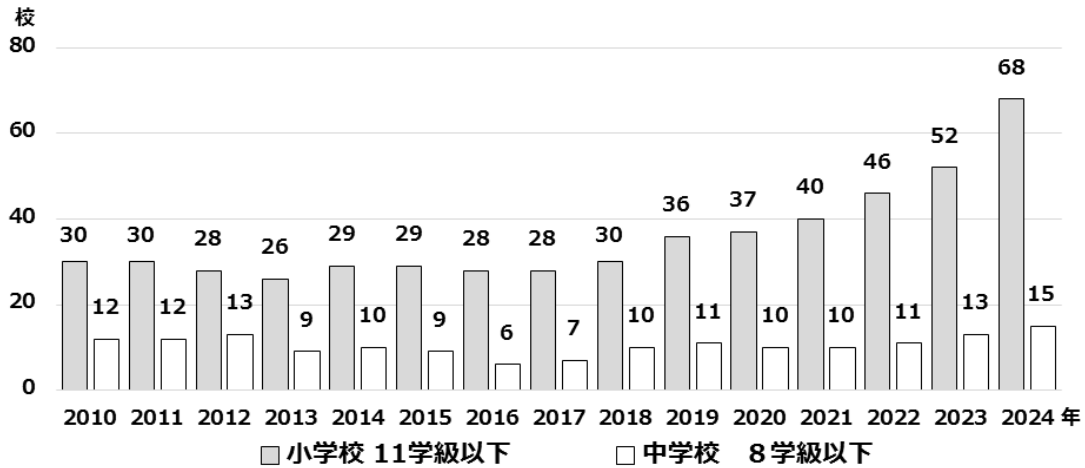
2015（平成27）年国勢調査の結果を基準とした、コーホート要因法（出生・死亡・転出入を個別に推計し合算）による2048年までの推計値。

2 小規模校、準適正規模校（従前：大規模校）、過大規模校の推移

(1) 小規模校の推移

小規模校については、学校規模の適正化の取組を進めてきたことで、小・中学校ともおおむね一定の学校数で推移している。しかし、今後は、中学校についてはおおむね横ばいの学校数で推移するが、小学校については増加し、2024（平成 36）年度には 68 校になると見込まれている。

〈小規模校数の推移〉



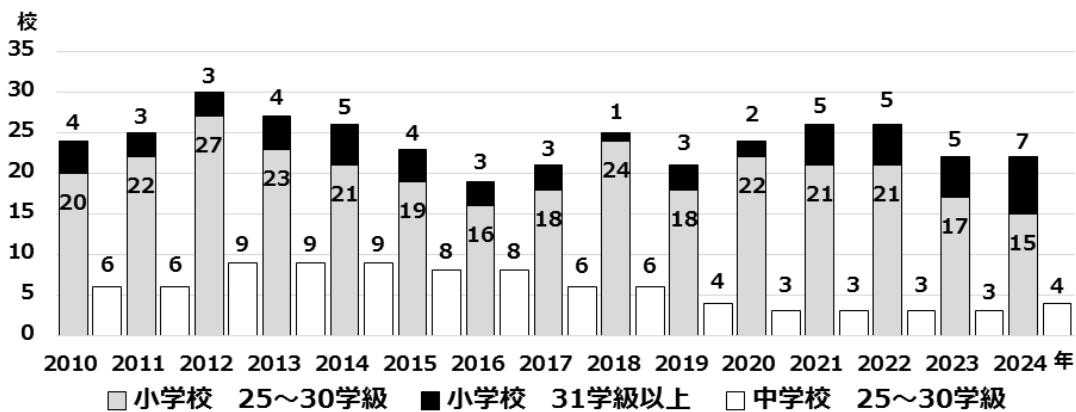
【出典】横浜市教育委員会調べ

(注) 2018（平成 30）年度までは 5 月 1 日時点の実数値、2019（平成 31）年度以降は義務教育人口推計（2018 年度時点）に基づく推計値。

(2) 準適正規模校、過大規模校の推移

義務教育人口推計（2018 年度時点）では、今後、小・中学校の児童生徒数は緩やかな減少傾向にあるが、児童生徒数の急増する地域などもあるため、引き続き、一定数の準適正規模校、過大規模校が存在すると見込まれている。

〈準適正規模・過大規模校数の推移〉



【出典】横浜市教育委員会調べ

(注) 2018（平成 30）年度までは 5 月 1 日時点の実数値、2019（平成 31）年度以降は義務教育人口推計（2018 年度時点）に基づく推計値。なお、期間中 31 学級以上の中学校はありません。

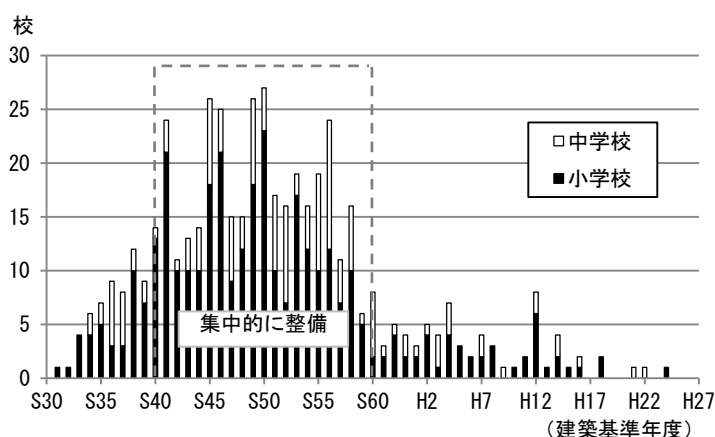
3 学校施設の建替えの必要性

(1) 現状

本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備している。全国的には築40年ほどで建替えを行っているが、本市における現状では6割以上の学校が築後40年を経過している状況にある。10年後には、この割合は9割近くになると見込まれており、老朽化対策の必要がある。

また、本市の小・中学校施設のほとんどが現行の整備の基準を下回っている状況にある。大規模な住宅開発等により、頻繁に増築が行われており、グラウンドの面積は、全国の政令指定都市や東京都区部と比べても最低水準にあるほか、当初の施設配置と異なり、非効率な施設状況となっている学校が多くある。

【参考】市立小・中学校の建設年度



【出典】横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針

(2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について

2017（平成29）年5月に策定された「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」では、1981（昭和56）年度以前に建設された学校施設を対象とし、地域住民の声を反映しながら1校1校最善の形で建替えを進めていくこととしている。

前述の方針では、建替校選定の考え方として、築年数の古い学校から行うこと、全面建替えを基本とすることなどを定めている。また、より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行い、建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化等を検討することとしている。

また、建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めることとしている。特に「学校統合」については、学校施設の建替えと併せて行うことで、統合後の教育環境の大幅な改善に加えて、建替中に一方の学校を仮校舎として使用するなど、工事によって学校施設の使用が制限される期間の短縮及び機能の維持を図る考えが示されている。

4 学習指導要領の改訂

学習指導要領は、時代の変化や児童生徒の状況、社会の要請等を踏まえ改訂されてきており、教育活動の更なる充実が図られている。

2020（平成32）年度より小学校、2021（平成33）年度より中学校において全面実施となる今回の改訂では、知識の理解の質を高め、資質や能力を育む『主体的・対話的で深い学び』を目指し、『何ができるようになるか』を明確化するとしている。また、新学習指導要領の総則解説では、学校教育には、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが求められていると述べられており、「横浜教育ビジョン2030」や「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」でも多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を進めていく旨が記載されている。

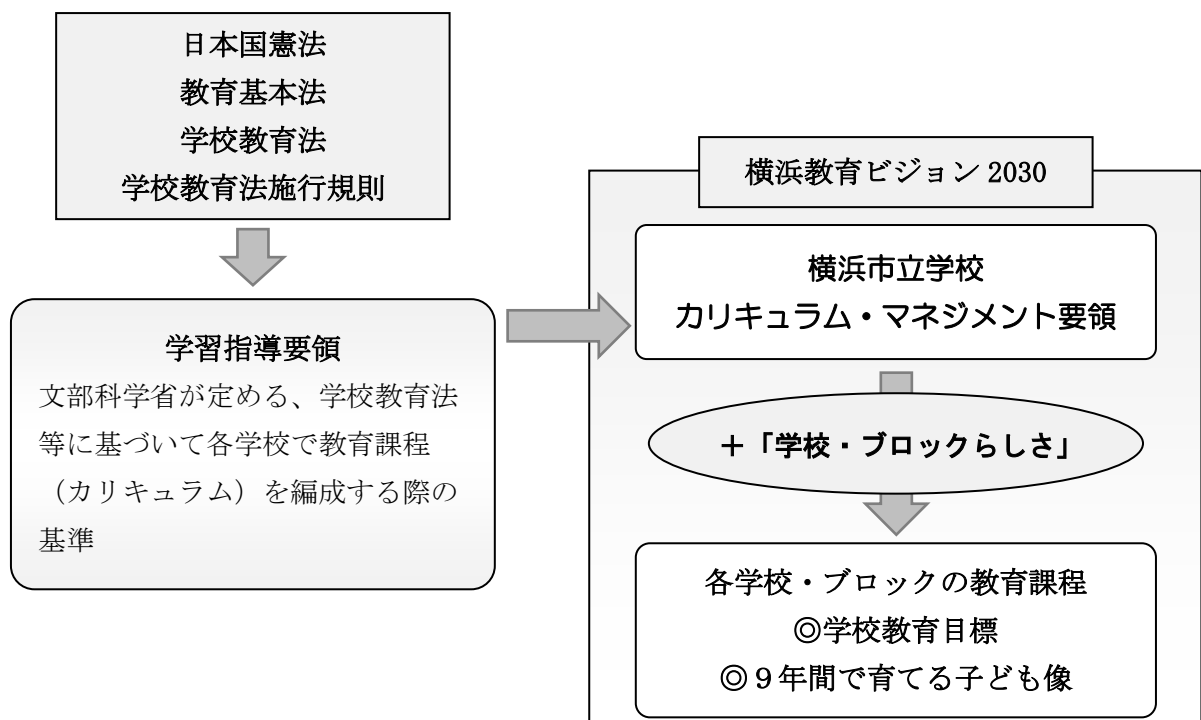
このように、これからの学校教育には、人と人との関わり合いを大切にしながら多様性を認め、協働性を発揮して自己実現を図る子どもの育成が求められている。

このことから、各学校においては、多様な人間関係を構築する環境を、学校内外において意図的に創出することが期待されている。

また、児童生徒の資質や能力を着実に育むためのきめ細やかな指導を組織的かつ効果的に展開するために、小学校では一部教科分担制を導入して学年経営を強化したり、中学校では生徒一人ひとりの関心や意欲に応じた指導を工夫したりするなど、学校教育の充実を図る必要がある。そのためには、一定程度の学級数が求められる。

【参考】「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の位置付け

「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」とは、「横浜教育ビジョン2030」の理念を踏まえ、『横浜の教育が目指す人づくり』を実現するため、教育課程に関する横浜市教育委員会の基準として策定されたものである。



【出典】横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説

5 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置

(1) 横浜市学校規模適正化等検討委員会

横浜市立小・中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進するなどの目的で、教育委員会の附属機関として、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」(2013年9月施行、以下条例)に基づき横浜市学校規模適正化等検討委員会を設置している。

所掌事務のうち、市全体にかかわること、基本的な考え方については、横浜市学校規模適正化等検討委員会において検討し、各地域の具体的な調査審議については、条例第8条により、必要に応じて、部会を設置して検討することとしている。

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例

第2条(所掌事務)より一部抜粋

1 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、小中学校等に関する次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること。

(2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること。

(3) 規模の適正化に関すること。

(4) 配置に関すること。

(5) その他教育委員会が必要と認める事項。

第8条(部会)より一部抜粋

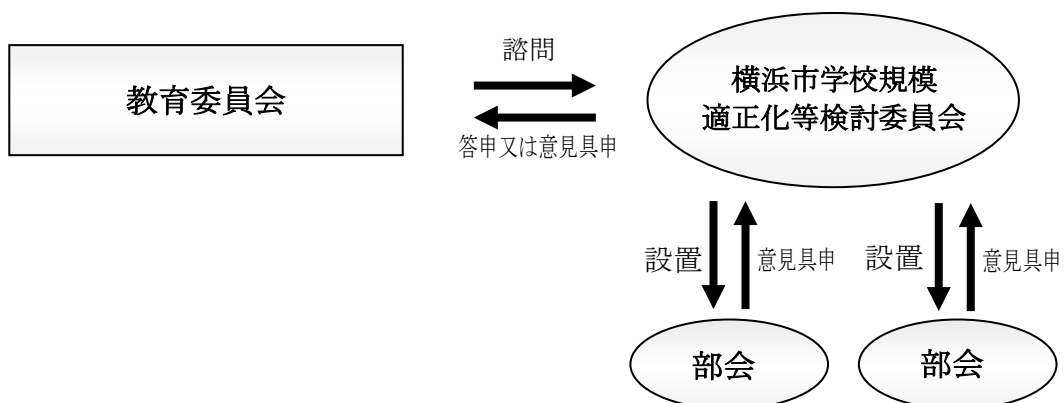
1 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員30人以内をもって組織する。

(2) 部会

小規模校及び過大規模校対策については、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討を行うことを目的とし、必要に応じて、保護者や地域関係者、学校長等により構成される部会を設置している。

小規模校については、通学区域の変更や弾力化等について検討し、実施できない場合や実施によっても課題が解消しない場合には、学校統合について検討している。過大規模校については、通学区域の変更や弾力化及び分離新設等について検討している。



Ⅲ 課題

1 通学区域制度の課題

(1) 通学区域について

児童生徒が住所によって指定された学校に通学できるよう、通学区域を設定しているが、地域コミュニティとの関係や行政区、小中一貫教育の推進にあたり、小・中学校の通学区域が一致しない問題などに対し、その解消に向けた対策が必要である。

ただし、通学区域を検討するにあたっては、長年にわたって通学区域が地域に定着していることに配慮する必要がある。

(2) 通学距離について

これまでの基本方針では、徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力や通学安全、生活への影響を考慮し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内としている。

この考え方に基づき、これまで望ましい通学距離となるように通学区域変更などの諸方策を進めてきた。

しかし、このような方策を講じても、指定校までの通学距離が望ましい通学距離を超えてしまうケースや、学校統合の実施に伴い、複数の学校の通学区域を1つの通学区域とすることにより、統合校の通学区域が望ましい通学距離を超えてしまうケースが発生している。

特に今後、学校統合等による学校施設の建替えに伴い、一時的に他の施設を活用する場合、望ましい通学距離を著しく超えることも考えられる。

(3) 通学区域の弾力化について

これまで基本方針に基づき、保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大する観点から、通学区域の一層の弾力化を推進してきた。

特別調整通学区域制度については、学校規模の適正化や地域コミュニティ等との整合性を図るため、設定区域は拡大している。指定地区外就学許可制度については、特別調整通学区域の設定区域の拡大などにより、利用者数は減少傾向にある。引き続き、各制度の認知度を高めるため、制度の周知に取り組む必要がある。

一方で、通学区域特認校制度については、制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、制度の見直しが必要である。

また、学校選択制については通学区域の弾力化の一方策として検討すべきものであるが、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする中で、その目的を明確に位置づけることや、保護者や地域住民のニーズの把握及び先行導入した他都市の事例なども踏まえ、今後、具体的な方策を検討する必要がある。

【参考】本市がこれまでに推進してきた通学区域の弾力化の制度内容

◎特別調整通学区域制度

学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。

◎指定地区外就学許可制度

児童生徒に個々の事情がある場合には、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度で、特定の理由に該当する場合に適用される。学校の施設状況等により受入が困難な場合もある。

◎通学区域特認校制度

基礎・基本の習得など、必要な教育水準を備えたうえで、新たな取組を実践している学校「PSY:パイオニアスクールよこはま（2013年度をもって事業終了）」の指定を受けた実績があり、引き続き特色ある教育を実践していく学校の中から、各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が通学区域特認校として指定。保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度。

2 学校規模の適正化に係る課題

(1) 適正な学校規模の考え方について

今後の児童生徒数の推移を踏まえ、これまでの基本方針で定められている学校規模の考え方について、改めて確認する必要がある。

これまでの基本方針においては、諸施策の推進にあたり、小・中学校において12～24学級を「適正規模校」として位置付けている。また、学校規模が適正規模の範囲にある場合でも、教室不足により仮設校舎を設置しているなどの場合、その解消を含めた対策の検討が必要である。

また、小・中学校において、25～30学級をこれまで「大規模校」と位置付けていたが、特別教室等が充足している場合には、適正規模校と遜色ない教育活動を進めることができるとしており、「大規模校」の考え方についても検討が必要である。

(2) 小規模校の対策について

今後、少子化に伴い小規模校は増加すると見込まれているが、これまでの基本方針に基づいた小規模校対策では、小規模校の解消が困難な地域が多くなることが予想される。

《これまでの小規模校の対策における課題》

① 学校統合を実施すると望ましい通学距離を超える

これまでの学校統合では、望ましい通学距離（小学校片道おおむね2キロメートル以内、中学校片道おおむね3キロメートル以内）を超えない範囲で検討が進められてきたため、望ましい通学距離を超える学校において学校統合が進んでいない。

② 学校統合の対象となる小規模校等がない

これまで学校統合により、統合校の学校規模が恒常的に25学級以上となるような場合については、学校統合の対象から除くこととしていたため、適正規模化が進まない地域がある。

③ 学校施設の規模に限界がある

既存の学校の施設規模で、統合校において児童生徒を受け入れられない場合には、学校統合を進めることが難しくなっている。学校統合により、少人数指導で活用している多目的教室などの教育上必要な諸教室を確保することが困難になり、学校統合が進まない地域がある。

(3) 過大規模校の対策について

今後減少すると見込まれる児童生徒数の推移を踏まえ、人口急増が一過性である場合等の対応としては、これまでの分離新設等による対応策だけではない、過大規模校の対策の検討が必要となっている。

なお、新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急増している学校については、これに対応するための教室の内部改修や校舎の増改築を行うスペースの確保ができない場合があることから、施設の整備によらない対応策の検討が必要である。

IV 通学区域制度

1 通学区域制度の法的根拠

学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。」と定められている。これを受けて、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」により、通学区域を定め、これに基づき就学すべき学校を指定している。

2 通学区域制度の基本的な考え方

これまでの通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。

文部科学省の定める「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（2016年3月）においても、通学距離の長距離化による児童生徒の負担や、隣接校の学校規模・通学区域、児童生徒の居住分布、通学経路の安全性等に配慮することが望ましいとしている。

本市では現在、「学校運営協議会」を設置する学校が増加するなど、保護者、地域、学校及び教育委員会が一体となって「地域とともにある学校づくり」を推進している。また、学校が、地域コミュニティの場としての役割を高く担っている現状において、学校に通う児童生徒が自分達の生活圏の中で学校を捉え、同じ地域の中で成長していくことが重要となっていることから、今後も、これまでと同様に、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする。

その上で、指定校が必ずしも直近校ではないなど、通学距離に関する問題や、地域コミュニティの関係として、同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えない、あるいは小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっている、通学区域が複数の行政区にまたがっているなどの問題、また保護者等から一層の弾力化を望む声が多くある。このような通学区域に関する問題を解消し、児童生徒の教育環境を改善するため、通学区域の変更や弾力化の方策を、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていく必要がある。

【参考】学校運営協議会

学校運営協議会は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域とともにある学校をつくとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関である。

<学校運営協議会の主な役割>

- ・「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」
- ・「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる」
- ・「教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる」

3 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

① 学校規模

小規模な学校と大規模な学校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の設定・変更等を検討する。

② 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は難しいことから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

【参考】国の通学距離の考え方

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

(適正な学校規模の条件)

第1項第2号「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。」

第3項「統合後の学校の(中略)通学距離が第1項(中略)第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該(中略)通学距離は、同項(中略)第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。」

③ 通学安全

児童生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で、関係区局で連携し、通学区域の設定や変更等を検討する。

④ 地域コミュニティ(自治会・町内会等)や行政区

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討する。また、通学区域の設定・変更等にあたっては、行政区境との関係にも配慮する。

⑤ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定や変更、又は特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の設定や変更等を検討する。

4 通学区域の適正化方策

「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」を基本として調整し、適正化を進める。

① 通学区域の変更

通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、行政区、小学校・中学校の通学区域、学校の施設状況による受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

② 特別調整通学区域の設定

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討する。

③ その他の方策

通学距離や通学安全に関する課題が通学区域の変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、又は諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた支援策等も検討する。

今後、学校統合やその他状況の変化に対応し、通学距離や通学安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じた支援策等についても検討する。

5 遠距離通学支援策についての考え方

学校統合等による通学区域の拡大や、学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する期間に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として、遠距離通学支援策の検討が必要である。また、検討にあたっては、通学距離だけでなく、個別の事情も考慮する必要がある。

6 通学区域の弾力化

保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大していく観点から、学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、通学区域の弾力化を推進する。

① 特別調整通学区域制度

通学区域の適正化や、保護者や地域の要望、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。

② 指定地区外就学許可制度

これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知するとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。

③ 通学区域特認校制度

制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しているため、制度の見直しが必要である。

④ 学校選択制

通学区域の調整をはじめ、特別調整通学区域制度、指定地区外就学許可制度、通学区域特認校制度など、学校選択の機会を拡大する観点から通学区域の弾力化を推進しているが、現行の通学区域制度では、児童生徒や保護者からの要望に十分に答えられていない面がある。

そこで、これらの状況を総合的に勘案し、学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、従来実施してきた制度に併せて、一定の制限を設けた上で更なる学校選択機会の拡大を図るための新たな方策としての学校選択制については、他都市事例の研究や、保護者や地域住民、学校関係者などからの意見及びニーズを把握して引き続き検討を進める。

V 適正な学校規模について

1 適正な学校規模の考え方

適正な学校規模の考え方については、国における「学校教育法施行規則」や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にて考え方が示されており、小・中学校ともに 12～18 学級を標準としている。また、望ましい学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えが可能な 12 学級以上、中学校では全ての授業で教科担任による学習指導を行うため、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとしている。

本市においては、教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的利用などから総合的に判断し、小・中学校では 12～24 学級を「適正規模校」とし、小学校で 11 学級以下、中学校で 8 学級以下を「小規模校」、中学校における 9～11 学級を「準小規模校」、小・中学校で 25～30 学級を「準適正規模校」、31 学級以上を「過大規模校」とする。

	11		12	24		25	30	31 (学級数)
小学校	小規模校		適正規模校	準適正規模校		過大規模校		
中学校	小規模校	準小規模校						
	8	9	11	12	24	25	30	31 (学級数)

各規模別の特性

小規模校（小学校 11 学級以下、中学校 8 学級以下）

- 小学校は、11 学級以下ではクラス替えのできない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである。
- 中学校は、効果的なクラス替えができる各学年 3 学級以上を確保できず、総合的な学習等における課題別学習、部活動等の選択幅が限られやすい。
- 児童生徒同士よく知り合うことができ、人間関係を密にすることができるが、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくい。そのため、人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性を育てる機会が限られてしまうおそれがある。
- 教職員が校内全員の児童生徒をより深く理解し、個に応じた指導を行いやすい。一方で、一人の教員が担当する校務分掌（児童生徒指導等）が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。
- 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じるおそれがある。また、ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法を取ることが困難となる。
- 新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業ができない場合、子どもの学習の機会や成長の機会に影響するおそれがある。

<ul style="list-style-type: none"> ○体育や音楽等の授業における集団学習や、運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の行事や集団活動の実施に制約が生じる。また、クラブ活動や部活動の種類が限定される。 ○特別教室、体育館、プール等の施設や設備の活用率が低くなりがちである。 ○PTA会員が減少するために、役員が固定化しやすく、また、学校行事などの面で、保護者の負担が大きくなる。 ○男女比の偏りが生じやすい。 	
準小規模校（中学校9～11学級）	
<ul style="list-style-type: none"> ○効果的なクラス替えができる3学級以上を確保できる。 ○適正規模校より全体の生徒数が少ないため、総合的な学習等における課題別学習や部活動の選択の幅が狭くなる場合がある。 	
適正規模校（12～24学級）	
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。 ○学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。 ○学級同士が機会をとらえて様々に関わりあう環境を作ることができる。 	
小学校（1学年2～4学級）	中学校（1学年4～8学級）
<ul style="list-style-type: none"> ○各学年2学級以上あることにより、どの学年でもクラス替えができる。 ○各学年2学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。 ○各学年4学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学年4学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。 ○全校で12学級以上あることにより、原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすい。 ○各学年8学級以下であることにより、生徒一人ひとりを実際に把握し、適切な教育を行いやすい。
準適正規模校（25～30学級）	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別教室等が充足している場合は、適正規模校と遜色ない教育活動を進めることができる。 ○教職員数が多いというメリットを活かし、校務分掌の平準化を通じた教職員の負担軽減や円滑な学校運営を行うことができる。それに伴い児童生徒指導及び学習指導の充実を図ることができる。 	
過大規模校（31学級以上）	
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童生徒指導を充実させるには規模が大き過ぎる。 ○1つの学校としての一体感を保ち、十分な共通理解を図る面で規模が大き過ぎる。 ○特別教室や体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。 	

2 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境の改善のため、積極的に推進する必要がある。保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討、実施することにより、小規模校、過大規模校の解消を推進する。

また、適正規模校及び準適正規模校でも、教室不足で仮設校舎が設置されている場合や、将来的に教室不足が生じるおそれがある場合は、学校施設の改修だけでなく、早期に通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施することで、仮設校舎や教室不足の解消を図る。

また、小規模校や過大規模校の状態が解消されない場合やその進行が著しい場合等で、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討が必要な場合は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」に基づき、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う。

(2) 小規模校対策について

小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的かつ効率的な学校経営を行うために、保護者や地域住民と十分に調整を図り、理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。

なお、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校の状態が解消しない場合については、学校統合について検討を進めることとする。

◎学校統合の対象となる地域

① 小規模校の学校が複数近接する地域

② 小規模校と適正規模校、又は小規模校と準適正規模校が近接する地域

※学校統合後の学校規模が、恒常的に31学級以上の過大規模校とまらない範囲とする。

③ 小規模化の進行が著しく、教育環境の改善のため早急な対応が必要な地域

※将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

◎学校統合時の配慮事項

① 学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。

② 児童生徒の教育環境が低下することがないように統合校の施設に配慮する。

③ 学校統合前後の過程において、学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。また、交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りが無いよう配慮する。

④ 小学校の学校統合については、小中一貫教育の観点から、中学校の通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。

⑤ 学校統合により望ましい通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。

◎学校統合時の学校施設の考え方
既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。
◎学校施設の建替検討
学校規模の適正化方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の築年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討する。老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を進める。
◎部会の配慮事項
部会を設置して学校規模の適正化等に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じ、学校運営協議会や横浜市学校規模適正化等検討委員会など、外部の知見を参考にする。
◎学校統合によって生み出される旧学校施設の利活用
学校統合によって生み出される土地、建物については、「横浜市資産活用基本方針」及び「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、立地特性や地域のニーズ等を十分に把握しながら、本市として、利活用の検討を行う。

(3) 過大規模校対策について

新たな都市計画や、交通網の整備、住宅開発等による児童生徒数の急増により、準適正規模校や適正規模校が過大規模校となることや、教室不足が見込まれ、学校の分離新設や増築等による対策が見込めない場合は、通学支援策を考慮した上で、早期に大幅な通学区域の変更等の検討が必要である。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討するなど、新たな学校規模の適正化方策について検討する必要がある。

分離新設を検討する条件としては、次のとおりとする。

◎分離新設を検討する条件
学級数が <u>31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合</u> 。ただし、施設、教育内容、児童生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。
また、準適正規模校（25～30 学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。
① 児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合。
② 設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築のスペース確保や内部改修等ができない場合。
③ 分離新設による通学区域の変更に併せ、隣接校の過大規模校化の解消が図られる場合。
<u>なお、分離新設を実施するための予定地の確保が困難な場合は、分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討</u> する。

VI その他の方策についての考え方

1 適正化方策の推進

基本方針に基づく通学区域制度や学校規模の適正化にあたっては、児童生徒やその保護者、さらには地域住民にとって重要なことであるため、児童生徒や保護者、地域住民の意見等も踏まえつつ、中期的な視点で実施していくものとする。

2 情報の提供

小・中学校の通学区域に関する情報は、児童生徒やその保護者にとって重要な情報である。また、学校は、地域社会との深いかかわりをもっており、通学区域は、まちづくりを考える際の地域社会の基盤を形成する単位として、また、地域防災の観点からも重要な要素となっている。

このため、これまでも教育委員会事務局のホームページなどを通じて情報提供に努めてきたが、今後も今まで以上に通学区域制度や学校規模に関する諸施策について、保護者をはじめ広く市民の皆様にも周知するなど、積極的な情報の提供を推進する。

また、市民サービス向上の視点から、通学区域、就学指定に関する相談体制を充実する方策を検討し、方面別学校教育事務所との連携や区役所との調整を検討する。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、教育制度改革や市民ニーズの変化等社会情勢を踏まえて必要に応じて見直すものとする。

横浜教育ビジョン2030

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

知 生きてはたらく知 徳 豊かな心 体 健やかな体 公 公共心と社会参画 開 未来を開く志

2018（平成30）年12月 策定

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画課

電話 045-671-3252 FAX 045-651-1417